

4 自動車検査制度等の抜本的見直し

【現状認識及び今後の課題】

自動車の検査制度及び定期点検制度は、例えば自家用乗用車については、現在、1世帯当たり1.09台、一人当たり0.42台（いずれも平成14年度）まで普及しており、かつ、運転免許保有者数も7,650万人（平成14年末）を超えており、現状にかんがみれば、一般国民の日常生活に密接にかかわる問題であり、その規制緩和については、安全確保と環境保全の観点からのみならず、国民負担の一層の軽減の観点からも常に見直しを図っていく必要がある。

特に、自家用乗用車の車検有効期間については、現行制度上は、初回3年、次回以降2年とされているが、この規制緩和については、その制度の発足（昭和27年）以来51年間で、20年前の昭和58年7月に初回の車検有効期間について2年から3年に1年延長されたほか、平成7年に車齢10年超について1年から2年に延長されているのみである。

また、平成7年の道路運送車両法の改正により、自動車の保守管理（点検・整備）については、その故障を含め使用者の自己責任によるものであることが法文上明確になっている。

さらに、諸外国の制度に目を向ければ、例えば、欧洲については、初回4年（EU指令に基づく最長車検有効期間）としている国もあるなど、他の先進国においても、我が国よりも長い期間を設定している国も存在する。

上述した諸点にかんがみ、自動車検査制度等については、その抜本的な見直しが求められていると考える。

【具体的な施策】

車検・点検整備制度については、従来から車検有効期間の延長等により、相応の規制緩和が進められてきているところであるが、特に車検有効期間については、技術の進歩等を踏まえ、国民負担の一層の軽減等の観点から常に見直しを図っていく必要がある。

このため、安全で環境との調和のとれた車社会の実現を目指すという車検・点検整備制度本来の目的を念頭に置き、必要なデータ等を収集の上、安全確保、環境保全、技術進歩の面から有効期間の延長を判断するための調査を平成16年度中に取りまとめ、その結果に基づき速やかに所要の措置を講すべきである。

なお、その際には、国民に対する説明責任を全うするとともに、十分な透明性を確保するべきはもとよりである。【平成16年度中取りまとめ、以後速やかに措置】